明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（五〇）　八
○不正競争防止法等の一部を改正する法律（五一）　一二
○生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（五二）　一七
○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（五三）　一九
○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（五四）　二三

〔政　令〕
○令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二〇六）　一〇八
○関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇七）

〔府　令〕
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五三）　一〇九

〔告　示〕
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**七四〇）　一一〇
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る激甚災害に関し定める件（**経済産業**七六）　一一二
○帯広空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**五九五）

〔官庁報告〕
国家試験
二千二十三年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　一一三
二千二十三年度刑務官採用試験公告（同）　一一三
二千二十三年度入国警備官採用試験公告（同）　一一六
二千二十三年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　一一七
二千二十三年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　一一八
二千二十三年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　一二九
二千二十三年度気象大学校学生採用試験公告（同）　一三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三三
特殊法人等
企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四〇
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第五〇号）（国土交通省）

1　空家等の所有者等の責務

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

2　基本指針

基本指針に定める事項として、所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項を追加することとした。（第六条第二項第三号関係）

3　空家等対策計画

㈠　空家等対策計画に、中心市街地の活性化に関する法律第二条に規定する中心市街地等の区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数等の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができることとした。（第七条第三項関係）

㈡　空家等活用促進指針には、空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（6の㈠において「誘導用途」という。）に関する事項等を定めることとした。（第七条第四項関係）